

生物多様性を取り巻く昨今の状況 ～CBD-COP10の成果と今後の取組～

環境省生物多様性地球戦略企画室長
奥田 直久

1. 生物多様性とは

- 生態系の多様性

東京湾の干潟、沖縄のサンゴ礁、白神山地の原生的な森林、釧路や尾瀬の湿原、里地里山、大小の河川など、いろいろなタイプの自然があること。	干潟 森林 湿原	サンゴ礁 草原 河川 など
--	----------------	---------------------
- 種(種間)の多様性

大きなヒグマ、空を飛ぶトンボ、海を泳ぐ魚、ブナ、ヒノキなどの樹木、ハコベやタンポポなど、動植物から細菌などの微生物に至るまで、いろいろな生きものがいること。	推定種数 500万～3000万種 (IUCN 2008 レッドリスト 公表時資料による)
--	---
- 種内(遺伝)の多様性

アサリの貝殻の模様が干差万別なことなど、同じ種でも多様な個性があること。異なる遺伝子を持つことにより、環境の変化や病気の蔓延が起こっても、全滅する可能性が低くなる。	(例)ガンジダタケの発光周期 中部山岳地帯より →西側:発光の周期は2秒 →東側:発光の周期は4秒 (例)アサリの貝殻 貝殻の色や模様 は千差万別
--	---

地域に固有の自然があり、それぞれに特有のいきものがいること
そして、それぞれが繋がっていること

2. 生物多様性条約第10回締約国会議(CBD-COP10)

■生物多様性条約

- 経緯

1992・5 採択(リオ地球サミット)	■条約の目的
1993・5 日本が条約を締結	①生物多様性の保全
1993・12 条約発効	②生物多様性の構成要素の持続可能な利用
■締約国数 192ヶ国及びEU[米は未締結]	③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で 衡平な配分
- COP10日本開催 「いのちの共生を、未来へ」 "Life in Harmony, into the Future"
- 期 間: 2010年10月18日(月)～29日(金)

■ 閣僚級会合	10月27日～29日
■ カルタヘナ議定書第5回締約国会議(MOP5)	10月11日～15日
- 場 所: 愛知県名古屋市
- 参加者: 締約国180カ国、国際機関、NGO等オブザーバー 他
 - 約13,000人が参加。
- 関連会議等: 国会議員会合、国際自治体会議、交流フェア (11万5千人以上)

3. COP10の主な成果

- 2010年以降の次期目標(愛知目標)の採択
- ABS(遺伝資源へのアクセスと利益配分)に関する名古屋議定書の採択
- 「国連生物多様性の10年」(2011～2020年)の提案(国連総会)
- IPBES(生物多様性版IPCC):「生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム」の設立を提案(国連総会)
- 持続可能な利用: SATOYAMAイニシアティブの採択
- 民間参画の推進: 国レベル・地域レベルで取り組まれている各ビジネスと生物多様性イニシアティブ間の連携を図るためのグローバルプラットフォームの設置の奨励等
 - ※ 中小企業や一次産業を含む幅広い事業者が参加し、生物多様性に関する日本の先進的取組等の海外への発信を目指す「生物多様性民間参画イニシアティブ」が発足。(10月26日)

※以上を含め計47の決定文書を採択

4. 新戦略計画(愛知目標)

■2010年目標
【Mission】
現在の生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる
(COP6(オランダ・ハーグ,2002))

生物多様性の状態
現状(2010年)
2010 2020 2030 2040 2050

■長期目標(2050年)
【Vision】
「自然と共生する(Living in harmony with nature)」世界

■短期目標(2020年)
【Mission】
生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。

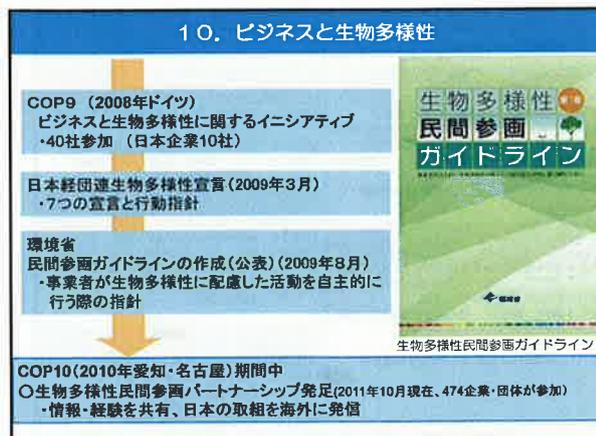
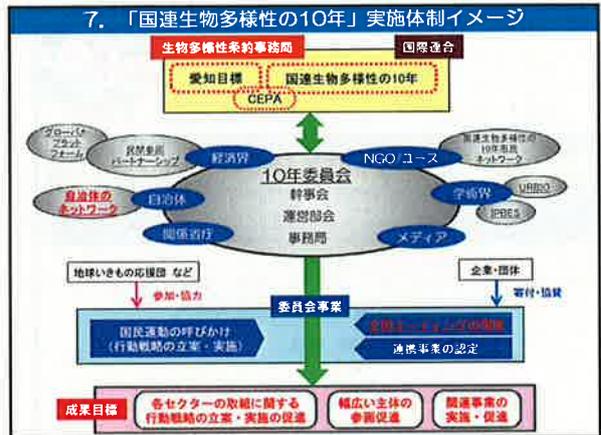
■20の個別目標(愛知目標)
【Target】

5. 新戦略計画(愛知目標)

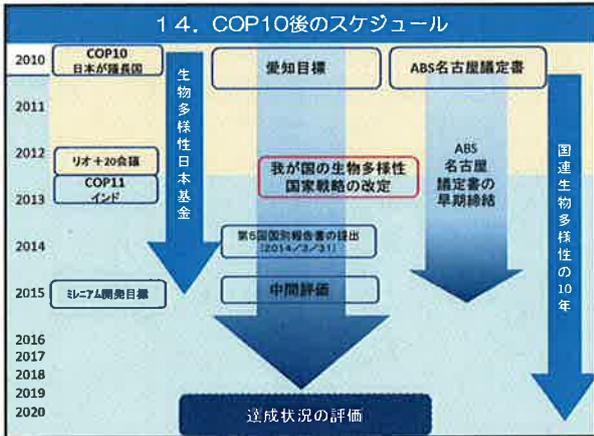
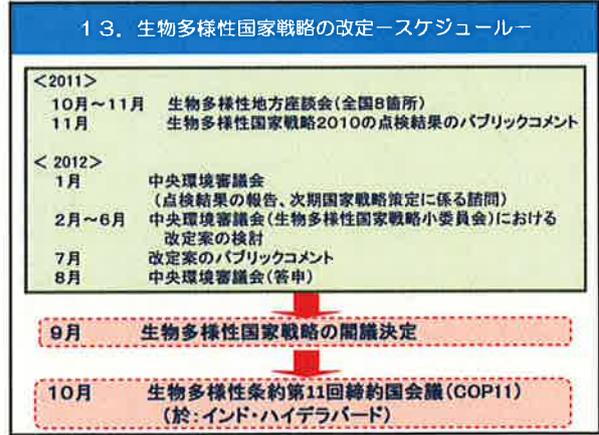
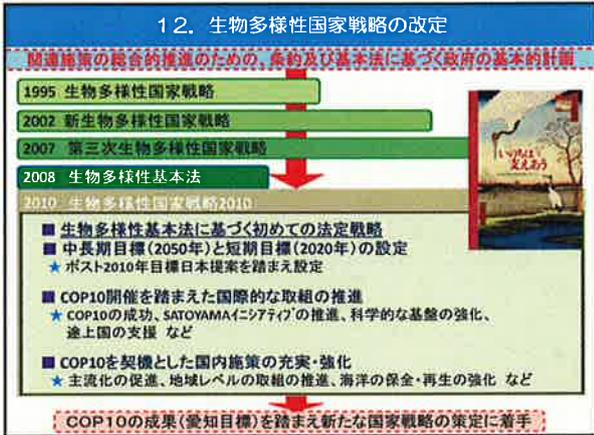
■20の個別目標(Target)

<p>個別目標A: 生物多様性年(2010年)。生物多様性の損失のペースを減らす。</p> <p>目標1: 生物多様性の価値と行動の調和</p> <p>目標2: 生物多様性の価値を国・地方の計画に統合、国家勘定・報告制度に組み込む</p> <p>目標3: 有害な補助金の廃止・改革、正の奨励措置の策定・適用</p> <p>目標4: 持続可能な生産・消費計画の実施</p>	<p>個別目標B: 遺伝資源及び生物系サービスに関する取組の強化</p> <p>目標11: 陸域の17%、海域の10%を保護地域等へ</p> <p>目標12: 絶滅危惧種の絶滅・減少が防止</p> <p>目標13: 作物・家畜の遺伝子の多様性の維持・損失の最小化</p>
<p>個別目標C: 遺伝資源及び生物系サービスに関する取組の強化</p> <p>目標5: 森林を含む自然生息地の損失を半減→ゼロへ、劣化・分断を顕著に減少</p> <p>目標6: 水産資源が持続的に漁獲</p> <p>目標7: 農業・養殖業・林業が持続可能に管理</p> <p>目標8: 汚染を有害でない水準へ</p> <p>目標9: 侵略的外来種の制御・根絶</p> <p>目標10: 脆弱な生態系への影響の最小化</p>	<p>個別目標D: 生物多様性及び生態系サービスに関する取組の強化</p> <p>目標14: 自然の恵みの提供・回復・保全</p> <p>目標15: 劣化した生態系の15%以上の回復</p> <p>目標16: ABSに関する名古屋議定書の施行・運用</p>
<p>個別目標E: 動物の絶滅防止</p> <p>目標17: 国家戦略の策定・実施</p> <p>目標18: 伝統的知識の尊重・生域化</p> <p>目標19: 関連知識・科学技術の改善</p> <p>目標20: 資金資源を顕著に増加</p>	

8. COP10を踏まえた今後の対応	
<p>愛知目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ■生物多様性国家戦略の改定 <ul style="list-style-type: none"> ・保護区域の拡充、海洋保護区、希少野生動物種の保全など ■国際貢献 <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性日本基金 ・SATOYAMAイニシアティブ ・IPBES 	
<p>ABS名古屋議定書</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ABS名古屋議定書の早期締結 <ul style="list-style-type: none"> ・国内制度の検討 ■ABS名古屋議定書の早期発効 <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋議定書実施基金 	
<p>国連生物多様性の10年</p> <ul style="list-style-type: none"> ■国連生物多様性の10年委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体の参画 ・CEPA（広報・教育・普及啓発） 	



11. COP10を踏まえた今後の対応
- 国内対応
- 生物多様性国家戦略の改定と地域戦略の策定促進
 - 保護地域の拡充
 - ・重要海域を抽出するとともに、海洋保護区のネットワーク形成を目指す
 - ABSの国内制度の整備
 - ・ABS名古屋議定書の締結に向けた国内制度の検討を推進する
 - 各主体の取組促進
 - ・「国連生物多様性の10年日本委員会」、「生物多様性民間参画イニシアティブ」を支援する。
- 国際貢献
- 基金設置による途上国支援
 - SATOYAMAイニシアティブの推進
 - ・「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ」で、二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用・管理の取組を推進する。
 - IPBES (生物多様性版IPCC) の設立への積極的参画
 - 生物多様性の経済評価の取組の推進
 - ・生物多様性の価値評価やその価値の国家勘定への組み入れに関する試行等の取組を進める



ご清聴ありがとうございました。